令和４年９月吉日

会　員　各　位

静岡県シートメタル工業会

会　　長　森　俊幸
副 会 長　阿部眞也
副 会 長　平井義正
副 会 長　吉澤貴之
副 会 長　藤田清彦

【令和４年度技能検定受検申込書類お取り寄せ方法のご案内】

首題の件ですが、令和４年度後期「工場板金」「機械板金作業」「数値制御タレットパンチプレス板金作業」技能検定実施公示が静岡県職業能力開発協会協会よりございました。

添付の申込書へ必要事項記入の上事務局までＦＡＸ又はメールにて申込願います。

９月２６日（月）までに返信をお願いいたします。

受検を希望される方には 受検案内・内訳書・技能検定受検申請書をお送り致します。

受検案内は『静岡県職業能力開発協会』より掲示されております。

新型コロナウィルス感染症対策に関する注意事項、ガイドラインが記載されておりました。

該当する頁を添付させていただきますので　受験を検討される方におかれましては ご一読くださいますようお願い申し上げます。

静岡県シートメタル工業会事務局

株式会社アマダ 静岡営業所　佐藤

会　員　各　位

令和４年９月吉日

静岡県シートメタル工業会

会　　長　森　俊幸
副会長　阿部眞也
副会長　平井義正
副会長　吉澤貴之
副　会　長　藤田清彦

令和４年度技能検定受検申込ご案内

拝啓　初秋の候、「静岡県シートメタル工業会」会員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

今回、『令和４年度後期技能検定』実施公示があり、

申込期間は、１０月３日(月)より１０月１４日(金)まで

となっております。当工業会におきましても発足当時より「１社に１名の技能士を」というスローガンで取り組んでまいりました。今、全国の工業会の中でも受検者数及び合格率においてトップクラスとなっております。

会員企業の中で既に合格されている方々には、さらなる上級へのチャレンジを目指して頂き、今年も、より多くの会員の皆様が技能士となられますよう、ご案内申し上げます。

なお今回は、公益財団法人天田財団より、技能検定職種「工場板金」特急・１級２級技能士を目指す受検者に、受検申請時に納付した学科試験及び実技試験の受検手数料を助成することとなりました。応募手順や助成に関する詳細は、１０月初旬以降、公益財団法人天田財団のホームページをご参照ください。

敬具

本年度、静岡県で実施する「工場板金」の技能検定は、下記の３検定です。

１.【工場板金】　特級

２.【機械板金作業】　１級、２級
ー実技試験では、ｼｬｰﾘﾝｸﾞ ﾏｼﾝ･ﾌﾟﾚｽﾌﾞﾚｰｷ・ｽﾎﾟｯﾄ溶接機を使用ー

３.【数値制御ﾀﾚｯﾄﾊﾟﾝﾁﾌﾟﾚｽ板金作業】　１級、２級
ー実技試験では、自動ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾐﾝｸﾞ装置･NCﾀﾚｯﾄﾊﾟﾝﾁﾌﾟﾚｽを使用ー

＊＊静岡県シートメタル工業会は、上記2.3.の
実技試験実施運営諸業務について委嘱されております。＊＊

申込用紙	事務局より送付致します。 別紙受検申込書に記入後ＦＡＸまたはメール下さい。
申　　請	受検申請書に記入後「静岡県職業能力開発協会」へ １０月１４日(金)必着で各社直接申請願います。

(6) 申請書の受理は以下の事項全てに該当する場合に限ります。
・受付期間内に受検申請書が提出されたもの（受付期間内の消印があるもの）※人数制限のある職種（作業）については、必ず試験手数料を振込後、申請書及び内訳書を送付してください。
・受付期間内に受検手数料が入金されたもの
・受検資格等、受付の要件を満たすもの
・必要事項が記入されているもの（本人確認書類が添付されていることを含む）
※受付期間内であっても受検申請書、受検手数料のいずれかが確認できない場合や、受付期間外の申請、受検手数料の入金等により、受付できない場合は返却・返金します。

(7) 受検手数料は、実技試験手数料と学科試験手数料の合計金額を納入して下さい。受検申請書受付完了後は、受検手数料は返金しません。（受検者の入れ替えもできません。）

(8) 実技試験又は学科試験の免除の方は、免除される試験の手数料は不要です。また、両方とも免除の方は写真も不要です。

(9) 新型コロナウイルス感染防止対策等や試験設備の事情等により、実技試験、学科試験の全職種において受検人数を制限する可能性があります。人数制限をする際の選考の方法としては受検申請書受付順や、１事業所当たりの人数の制限等が考えられますのでご承知おきください。また、申請状況等により他県で受検していただく場合や実技試験を取りやめる場合もあります。なお、受検人数を制限した際に受検できなくなった場合や、実技試験を取りやめた場合はＡ甲区分からＡ乙、Ａ丙区分への変更はできません。申請書を返却し、納入済みの受検手数料は返金します。受検人数の制限等の状況は当協会ホームページに掲載します。

(10) 機械設備の関係で、受検者の所属事業所を実技試験会場として依頼させていただく場合や試験係員を依頼する場合があります。会場、試験係員のご協力がいただけない場合、当該事業所からの受検申請はご遠慮ください。受検申請いただいた方については承諾いただいているものとみなします。P7～９の●印の職種（作業）は実技試験会場が受検者の所属事業所（学校）となります。P20 の実施計画書を申請時に提出して下さい。

(11) 学科試験、実技試験（判断等試験及び計画立案等作業試験）における関係法令、JIS 等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として、令和４年４月１日時点で施行されている内容に基づくものとします。但し、職種（作業）ごとに実作業の現場における状況等を勘案し、一般的に普及しているものに基づく場合もあります。

(12) 実技試験問題又は概要（公表分）は、11 月 28 日（月）付けで事業所または個人に送付しますので、届かない場合はご連絡下さい。

(13) 実技試験のうち全国統一日に実施する職種及び学科試験については、事前には問題を公表しません。

5 試験の通知

(1) 実技試験及び学科試験の実施について、試験日時、試験会場、その他注意事項等を記載した受検票を 12 月下旬までに送付します。受検票が届かない場合は、必ずご連絡下さい。

(2) 受検申請後に住所、氏名等を変更した方は P21 の申請内容変更届にてご連絡ください。

6 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 試験は新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮のうえ P18 のガイドラインに沿って実施しますので、ご協力をお願いします。

(2) 受検者の体調等を確認するため、試験当日の体温等を記載した「体調管理票」を提出していただきます。様式を受検票に同封しますので、記入のうえ、試験日に持参してください。

(3) 試験当日において新型コロナウイルス感染症に感染している場合や感染の疑いがある場合には、受検を自粛していただくようお願いします。但し受検手数料の返金はいたしません。

(4) スマートフォン等お持ちの方は、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」をインストールしていただきますようお願いします。

7 結果発表

令和５年３月 10 日付の郵送で受検者全員に通知します。

(1) 合格の場合

「合格者」は静岡県公式ホームページに掲載（※）するとともに、合格証書を発送します。

なお、合格証書には受検申請書に記載された氏名を印字しますので、旧字等を使用している場合は正しく記入していただくようお願いします。

※静岡県公式ホームページ　https://www.pref.shizuoka.jp/ から「資格・試験」で検索（午前 10 時公開予定）

（注）　「合格者」とは次のいずれかに該当する方です。

イ　実技試験及び学科試験の両方とも合格した方

ロ　実技試験が免除された方で、学科試験に合格した方

ハ　学科試験が免除された方で、実技試験に合格した方

ニ　実技試験及び学科試験とも免除された方

(2) 実技・学科試験のいずれか一方に合格した場合

実技試験又は学科試験の「いずれか一方に合格した方」には、静岡県職業能力開発協会から「実技試験の合格」又は「学科試験の合格」を通知します。

なお、この合格通知書は、今後技能検定を受検する場合、免除資格の証明となりますので、大切に保管して下さい。

(3) 不合格の場合

上記の(1)及び(2)に該当しない不合格の方にも通知します。

8 個人情報の取り扱いについて

受検申請書、内訳書に記載された情報は当該試験実施に係ること以外には使用いたしません。

但し、P24 の個人情報の取り扱い承諾書を提出された方については承諾いただいた範囲のみで使用いたします。

また、受検者に新型コロナウイルス感染症等と疑われる方が出た場合、必要に応じて保健所等の公共機関へ個人情報を提供する場合があります。

『静岡県職業能力開発協会 技能検定受検案内』より抜粋

技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

本ガイドラインは技能検定の実施に当たって、新型コロナウイルス感染拡大防止のため取り組むべき具体的な事項等として、厚生労働省が取りまとめたものです。感染防止対策の一層の取組強化を図り、徹底した感染防止対策の下での安全な技能検定の実施を図るよう適切な対応をしていくように心がけますので、受検者、試験係員、試験会場の皆様にはご協力いただくようお願い致します。また、受検者、試験係員に感染が疑われる場合、必要に応じて保健所等の公的機関に個人情報を提供する場合がありますのでご承知おきください。なお、ガイドラインは今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、変更があり得ることに御留意ください。

（1）試験時の対応

試験日前に新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日当日が療養期間中の者への自粛要請について

新型コロナウイルス感染症が感染症法に基づく指定感染症であることから、受検させることは適当でないため、受検の自粛を要請します。

（2）受検者、検定委員及び補佐員等（以下「受検者等」という。）にご協力いただく事項

ア 試験会場における感染拡大防止措置への協力

イ マスクの持参及び会場内でのマスクの着用

(注) ただし、実技試験（職種）によって、防護具等の着用が必要であるなど、マスクの着用が困難である場合には、受検者間の十分な間隔の確保等、マスク着用以外の感染防止対策を講ずることにより、マスクを着用しないこととすることも可能であること。粉じんが発生する作業を伴う職種については、防じんマスクを着用することをもって通常のマスクの着用に代えることとして差し支えない。

また、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用した場合、熱中症のリスクが高くなるため、屋外で受検者と十分な身体的距離（２m以上を目安）が確保できる場合、屋内であってもほかの受検者と身体的距離を確保でき、かつ会話をほとんど行わない場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを着用しなくとも差し支えない。特に外気を取り込みにくい N95 などのマスクを着用して負荷のかかる作業等を行った場合、十分な呼吸ができずに体調に影響を及ぼす可能性があることから、受検者に事前に周知し、体調不良を起こすことがないような準備すること。

ウ 会場におけるこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施

エ 試験当日の体温の報告

オ 試験日前７日間における以下の事項の報告

(ア) 37.5 度以上の発熱　(イ) 咳、のどの痛みなどの風邪の症状　(ウ) だるさ（倦怠感）、息苦しさ

(エ) 嗅覚や味覚の異常　(オ) 身体が重く感じる、疲れやすい等　(カ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

(キ) 同居家族や身近な知人の感染が疑われる方の有無

（3）試験会場にご協力いただく事項

ア 試験会場の入口及び施設内に、石けん及び消毒用アルコールを設置する等、手指の衛生を保つことができる環境を整備すること。

イ 試験実施機関は、試験会場の入口において、必要に応じて検温を実施するほか、上記（２）エ及びオの報告を求め、受検者等の健康状態を確認すること。

ウ 受検者等に発熱等の症状がみられた場合は、当該受検者等の状況を総合的に勘案し、必要に応じて受検等の自粛を申し入れること。

エ 適切な環境維持のため試験会場の換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて湿度、温度の管理に努めること。試験中においても、試験の実施に支障が生じない範囲で換気に努めることとし、必要に応じ「感染拡大防止のための効果的な換気について」（令和４年７月 14 日付、新型コロナウイルス感染症対策分科会）も参考にすること。

オ 試験の配席・配置に当たっては、原則として受検者相互に１メートル程度（マスクを着用する場合。マスクを着用しない場合は２メートル程度）の間隔を取るように配席・配置を行うこと。

カ 実技試験においては、受検者間にアクリル板、透明ビニールカーテン等を設置することも有効であるが、作業内容によっては可燃物を使用することにより火災を発生させるおそれがあるので、事前に安全性を検証すること。また、採寸など試験の内容によって上記オの間隔をとることが困難な場合は、マスク着用、アルコール消毒など他の感染防止対策を徹底し、実技試験の実施に支障がない範囲で間隔をとることとして差し支えない。

キ 共用する機器については、原則として受検者が使用するたびに消毒すること。

ク 試験会場内の休憩スペース、食事スペース等において人が密集することがないよう、一度に使用する人数を減らす、相互に間隔を取らせる等の措置を採ること。

ケ 試験会場内での人の移動により受検者等が密集することのないよう、入室、退室を一斉に行わせないこと。

『静岡県職業能力開発協会 技能検定受検案内』より抜粋